

平成28年度山梨県内における個別労働紛争解決制度施行状況

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく個別労働紛争解決制度の施行状況は以下のとおり。カッコ書きの数字は平成27年度の数字である。

1 総合労働相談コーナー(県内4箇所)で受け付けた相談状況(別添1)

- (1) 山梨労働局においては、当局内のほか、甲府、都留及び鯉沢労働基準監督署内の県内計4箇所に、あらゆる労働問題にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を設置している。同コーナーに寄せられた総合労働相談は6,196人(5,764人)であり、前年度比で7.5%増加した。なお、平成28年度から、都道府県労働局の組織見直しにより山梨労働局に「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法等に関しても一体的に労働相談として対応することになったため、27年度以前は計上していなかったそれらの相談件数についても今回から計上することとしている。

総合労働相談利用者数6,196人のうち労働者からの相談の割合は、全総合労働相談利用者数の60.8%(64.1%)、使用者は23.4%(20.0%)であった。

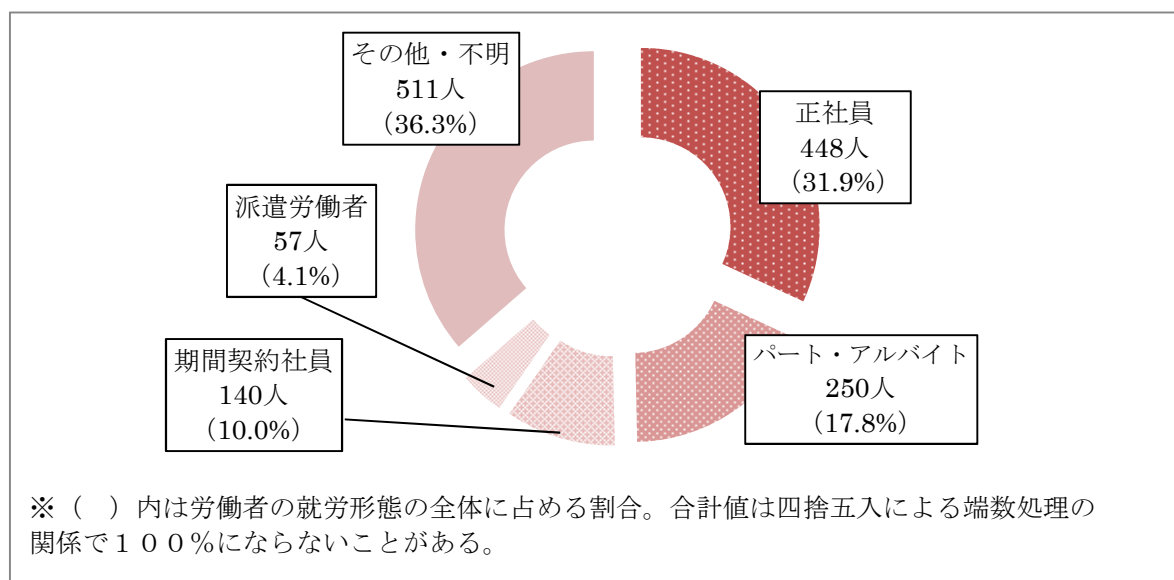
- (2) 総合労働相談利用者数6,196人のうち、いじめ・嫌がらせや労働条件の引下げ等のいわゆる「民事上の個別労働紛争」に係る相談者数は1,406人(1,208人)で、前年度比で16.4%増加した。

2 民事上の個別労働紛争の相談状況

- (1) 民事上の個別労働紛争に係る相談者1,406人のうちの、労働者からの相談の割合は83.3%(78.2%)、使用者は6.2%(9.4%)であった。(別添1)

また、個別労働紛争に係る労働者の就労形態の内訳を見ると、正社員が31.9%(32.6%)と最も多く、次いでパート・アルバイトが17.8%(18.0%)、期間契約社員が10.0%(15.4%)の順であった(図表1)。

図表1 労働者の就労形態の内訳

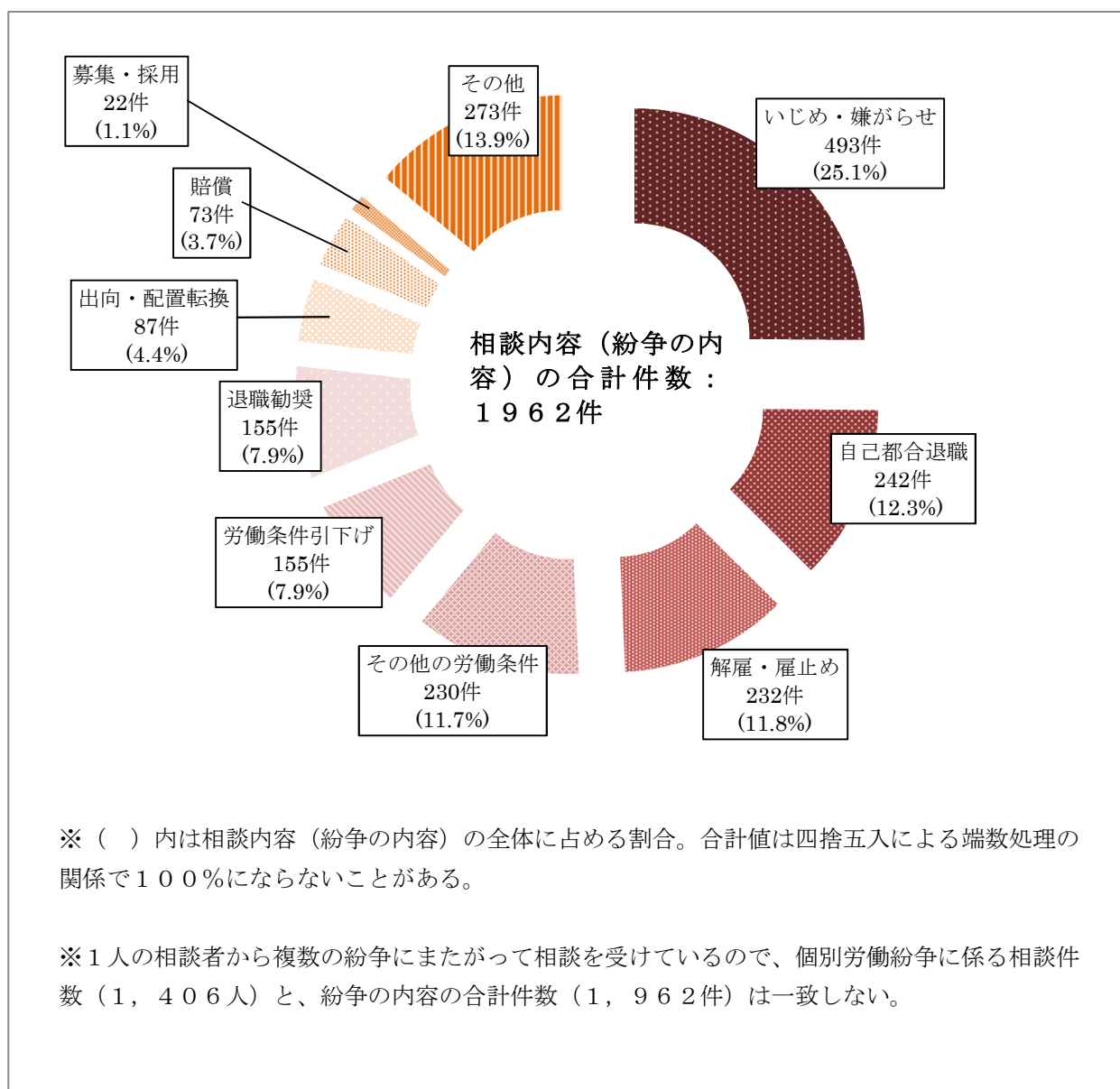


(2) 民事上の個別労働紛争に係る相談 1, 406 人から受け付けた 1, 962 件の相談のうち、相談内容（紛争の内容）を見ると、

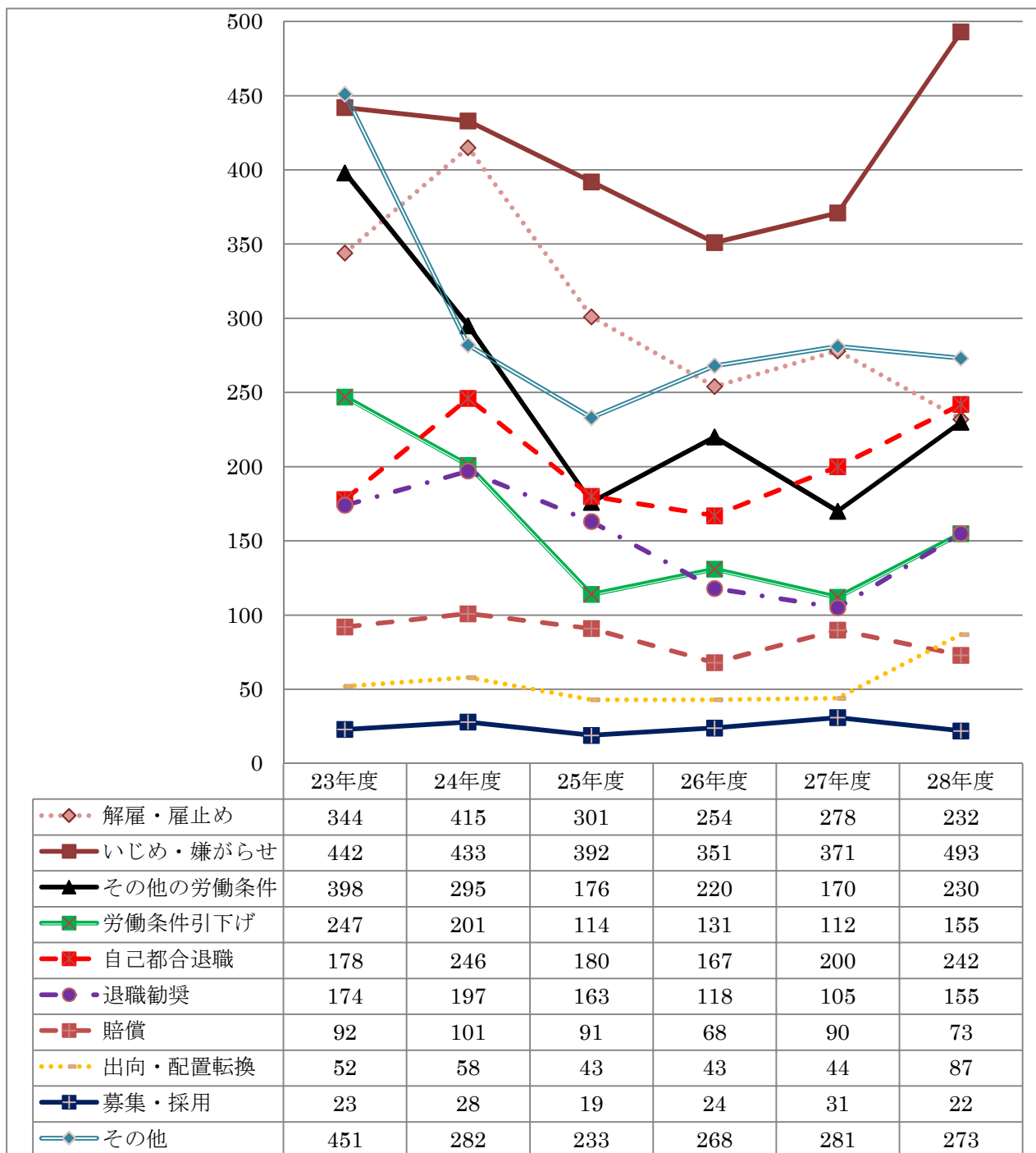
- ① いじめ・嫌がらせ 25.1% (22.1%)
- ② 自己都合退職 12.3% (11.9%)
- ③ 解雇・雇止め 11.8% (16.5%)
- ④ その他の労働条件 11.7% (10.1%)

に関する内容の相談が上位を占めている。なお、いじめ・嫌がらせに関する相談件数は平成23年度以降6年連続で第1位となっている。(図表2) (図表3)

図表2 民事上の個別労働紛争に係る相談内容（紛争の内容）別の件数



図表3 民事上の個別労働紛争に係る相談内容（紛争の内容）別の件数推移（6年間）



3 労働局長による助言・指導の状況（別添2上段）

(1) 助言・指導の申出者数は41人(19人)で、前年度比で115.8%増加した。

申出者41人は全て労働者であり、就労状況別では、正社員の割合が41.5%(52.6%)と最も多く、次いでパート・アルバイト24.4%(15.8%)、期間契約社員22.0%(21.1%)の順であった。

また、紛争の内容としては、いじめ・嫌がらせ10件(6件)とその他の労働条件10件(2件)が最も多く、次いで出向・配置転換5件(0件)、雇止め5件(2件)が多かった。

(2) 助言・指導の実施状況は、申出のあった41件のうち35件の手続きを終了しており、このうち22件が解決(注:一部解決含む)している。

4 紛争調整委員会によるあっせんの状況(別添2下段)

(1) あっせんの申請者数は23人(13人)で、前年度比で76.9%増加した。

あっせん申請者23人は全て労働者であり、就労状況別では、正社員の割合が43.5%(30.8%)と最も多く、次いでパート・アルバイト26.1%(15.4%)派遣労働者17.4%(0.0%)の順であった。

紛争の内容としては、いじめ・嫌がらせが6件(3件)で最も多く、次いで労働条件引下げ4件(0件)、退職勧奨4件(0件)、その他の労働条件4件(0件)の順であった。

(2) あっせんの申請がなされた場合、紛争当事者の双方が参加した場合にはあっせんが開催され、合意または打切りとなる。紛争当事者のどちらか一方が不参加であった場合にはあっせんは打切りとなる。

平成28年度においては、21件の事案の手続きを終了しており、このうち紛争当事者の双方があっせんに参加し、あっせんが開催されたものは10件(参加率47.6%)であった。

また、当事者間の合意が成立した事案は6件であった。年度内にあっせん手続きを終了した21件から見た合意率は28.6%、紛争当事者の双方があっせんに参加した10件から見た合意率は60.0%であった。(図表4)

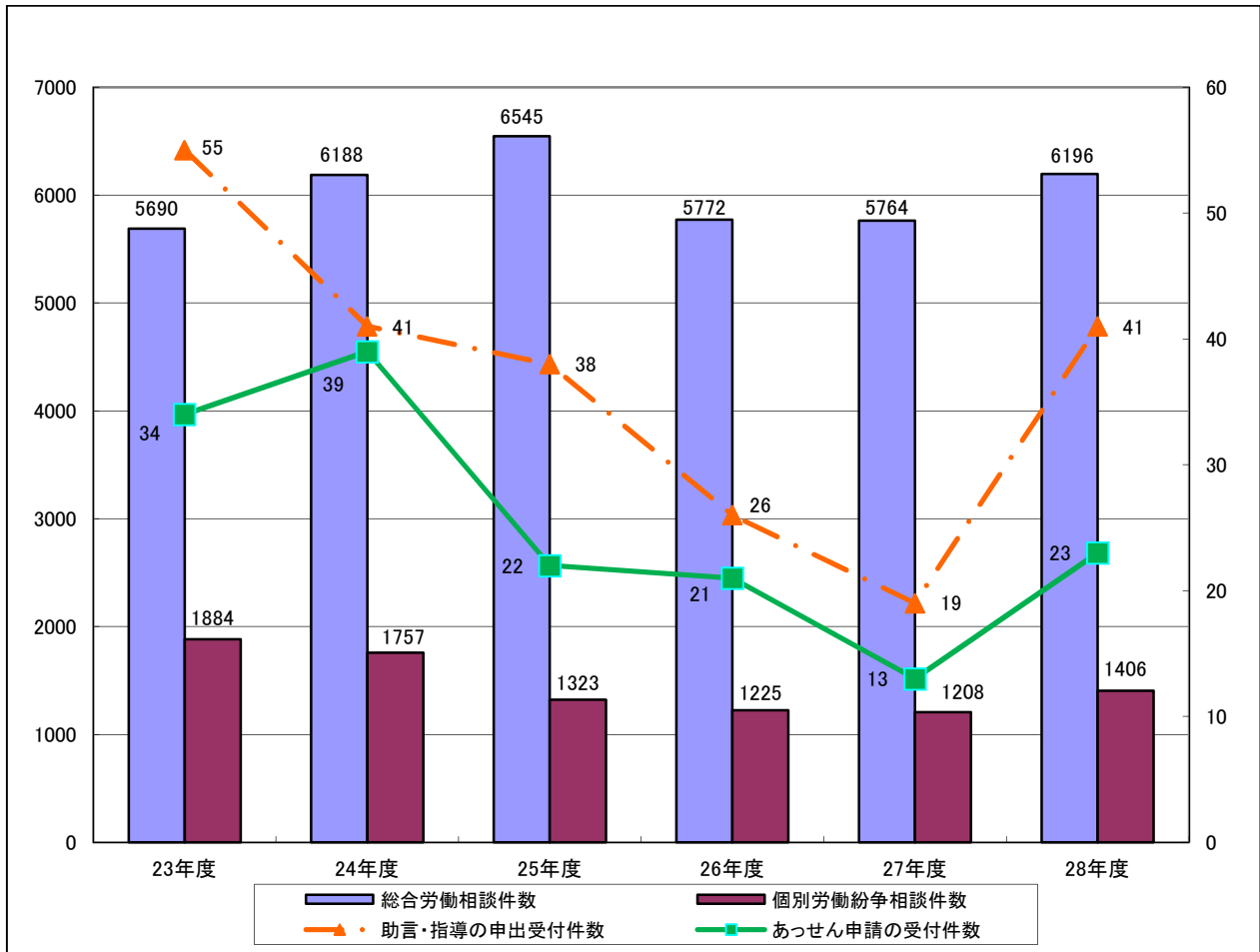
図表4 あっせん参加率・合意率の推移(6年間)

あっせん参加率(注:3月末時点で処理が終了した件数をもとに算出)						
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
手続き終了件数	29	43	22	21	15	21
参加件数	16	20	13	15	8	10
参加率(参加件数/手続き終了件数)	55.2%	46.5%	59.1%	71.4%	53.3%	47.6%
合意率(注:3月末時点で処理が終了した件数をもとに算出)						
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合意件数	8	13	8	9	6	6
合意率①(合意件数/手続き終了件数)	27.6%	30.2%	36.4%	42.9%	40.0%	28.6%
合意率②(あっせん開催による合意成立件数/紛争当事者双方のあっせん参加件数)	50.0%	65.0%	61.5%	60.0%	75.0%	60.0%

5 施行状況の推移

(1) 総合労働相談コーナーで受け付けた総合労働相談件数（人）、個別労働紛争相談件数（人）、助言・指導の申出受付件数（人）、あっせん申請の受付件数（人）の過去6年間の推移は図表5のとおり。

図表5 過去6年間の利用状況の推移（単位：人）



(2) 過去6年間の総合労働相談件数は、多少の増減はあるものの5,600～6,500件台で推移している。なお、平成26年度から減少傾向にあったところ、平成28年度は増加に転じているが、これは平成28年度から、都道府県労働局の組織見直しにより山梨労働局に「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法等についても一体的に労働相談として対応することになったことに起因するところもある。

(3) 労働局長による助言・指導申出受付件数及びあっせん申請受理件数については、近年は概ね減少傾向にあったが、平成28年度は増加に転じた。

6 制度利用の促進

個別労働紛争解決制度は、平成13年10月に施行された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づくものであり、法施行から10余年が経過したが、人事労務管理の個別化等の雇用形態の変化を反映し、県内4箇所の総合労働相談コーナーには、労働問題に関する相談が若干の増減はあるものの依然として多く寄せられている。

個別労働紛争は、紛争当事者が早期に、かつ誠意を持って自主的に解決を図ることが望ましいが、それらが困難な場合の円満な解決のための行政サービスとして、労使がより簡易・迅速に個別労働紛争を解決できるよう、山梨労働局では今後とも本制度の一層の周知及び円滑な実施に努めていくこととしている。[\(別添3\)](#)

(参考)

1 個別労働紛争解決制度について

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加しており、これら個別労働関係紛争の最終的解決手段としては裁判制度があるが、裁判には多くの時間と費用がかかるのが実態である。また、労働者と事業主という継続的な人間関係を前提とした円満な解決のためには、職場の労使慣行等を踏まえることも重要である。

このため、労働問題への高い専門性を有する都道府県労働局において、無料で個別労働関係紛争の解決援助サービスを提供し、個別労働関係紛争の未然防止、迅速な解決を促進することを目的として、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行（平成13年10月1日）され、この法律に基づいて、次の制度が用意されている。

- ① 労働問題に関する情報提供・相談
- ② 労働局長による助言・指導
- ③ 紛争調整委員会によるあっせん

2 助言・指導とは

労働局長が紛争当事者に問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に解決することを促進する制度である。

3 あっせんとは

民事上の個別労働紛争について、労働局長が紛争調整委員会にあっせんに委任し、あっせん委員（弁護士等の学識経験者）が双方の主張の要点を確かめ、具体的な解決案を示すなどにより和解を促す制度である。

あっせんの特徴としては、簡易（申請書の提出のみで足りること）、迅速（原則1回のあっせんで結論が出されること）、無料等が挙げられる。

☆ 山梨労働局管内の総合労働相談コーナー（4箇所）の所在地等 ☆

① 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室

甲府市丸の内1-1-11 (TEL) 055-225-2851

② 甲府総合労働相談コーナー

甲府労働基準監督署

甲府市下飯田2-5-51 (TEL) 055-224-5620

③ 都留総合労働相談コーナー

都留労働基準監督署

都留市四日市場23-2 (TEL) 0554-43-2195

④ 鯉沢総合労働相談コーナー

鯉沢労働基準監督署

南巨摩郡富士川町鯉沢655-50 (TEL) 0556-22-3181